

「地震対応」 危機管理対策

1, 発生以前の常時指導

- (1) 学級のリーダーの育成
 - 複数の児童をリーダーとして育成し、学級の児童数を覚えさせておく。
 - 人員点呼をとる児童を育てておく。
 - 6年生が低学年のリーダーとなれるように訓練しておく。
- (2) 地震が発生した時はすぐに外に飛び出さず、揺れがある程度収まってから外に出るように指導しておく。
- (3) 火災時の避難とは異なり、速さよりも安全を第一とするよう指導しておく。

2, 地震発生時の対応

地震発生

- (1) 児童を机の下等に入らせ上からの落下物による事故を防ぐ。
- (2) 担任はドアや窓を開け逃げ道を確保する。
- (3) 校内の緊急放送を静かに聞く。
 - 教師は火災の発生状況の有無をつかむ。
 - 【火災発生】→火災報知器を押し全員に連絡する
 - インターホンを使い職員室に連絡する
 - 職員室の職員は119番通報する
 - 担任は火災現場から遠ざかるように避難する
 - 各職員の対応は緊急時の対策本部組織に基づき対応する
 - 【火災なし】→速さよりも安全の優先
- (4) 担任は学級の先頭に立って避難する。
 - 学級の全員が教室を出たか確認
 - 常に後方への注意を怠らない
 - 体調の悪い児童は担任が付き添う
 - 廊下の中央を通り、ガラスの破片に注意
 - 絶対に児童を走らせないこと

屋外に脱出

- (1) 運動場に整列させ人員の点呼を行う
- (2) 点呼ができたなら、教頭に報告する
- (3) けがをした児童がいないか必ず確認をとること

児童の確認

- (1) 教頭は校長に状況を報告し、阿波市教育委員会に連絡する。
- (2) 事故発生時には「事故発生時の対応マニュアル」に基づき対応

「不審者対応」 危機管理対策

- 1 外来者が児童教室周辺に立ち回らないために
 - (1) 保護者が児童の忘れ物や、体調不良の場合に学校を訪れた時には、職員室を通じて児童教室と連絡をつけてもらう。
直接教室へ行ってもらわない。(保護者全員の確認ができないので)
 - (2) 見知らぬ外来者を見かけた場合、必ず教師が声かけをする。
(外来者の確認)
 - (3) 校内の定期的巡視
 - 校内
 - 業間 (週番・管理職)
 - 昼休み (週番・管理職)
 - 学校周辺
 - 放課後 (巡視当番) 16:00～
 - (4) 使用しない教室や倉庫等の施錠
- 2 緊急事態の対処マニュアル
 - (1) できるだけ大声を出す。(周囲に気づかせるため)
 - (2) 児童を避難させる。(運動場へ、外へ)
 - (3) インターホンで職員室へ連絡
インターホンは、はずしただけで職員室と通ずるので、手で持たなくてもはずした状態だけで大声を出せば職員室には確認できる。
 - (4) 職員室から緊急事態の確認後、校内と幼稚園・保育所へ連絡
 - (5) 職員室から警察へ連絡(町教育委員会、県教育委員会、P会長へ)
 - (6) マスコミの窓口一本化
- 3 児童への指導
 - (1) 黄色の通学帽着用の徹底指導
 - (2) 集団下校の奨励(できる限り複数人数で下校するように指導)
 - (3) 下校の道順の変更をしないように指導する
 - (4) 学級ごとの避難訓練を行う
- 4 その他
 - (1) 校区内パトロール
 - ・治安会
 - ・阿波警察署
 - ・教職員 15:00～ 16:00～
 - (2) SOS旗の協力家庭を増やす